

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日 時 平成23年9月6日（火） 午前10時から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階第15会議室
- 3 案 件 鳥取県ツキノワグマ保護管理計画の変更（案）について